

令和 8 年度白鷹町創業支援事業等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 町長は、創業支援等事業計画に沿った白鷹町の地域資源の活用及び雇用機会の拡大、町内経済の活性化に資するため、新たな事業経営の開始及び事業の多角化を図る者を支援することを目的に、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和 52 年規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 事業の用に供されていない空き状態の店舗（事務所、倉庫棟、工場など）で、本補助金に申請する事業に使用するため新たに取得した場合を除き、補助事業者、三親等内の親族、同一世帯又は生計を一にする者（申請者が法人の場合は、法人の代表者について同じ。）が所有するものでないものをいう。
- (2) 空き家 白鷹町空き家バンクに登録のある物件又は補助事業者が売買又は賃貸借契約を締結する時点において空き家バンク登録要件を満たしている物件で、本補助金に申請する事業に使用するため新たに取得した場合を除き、補助事業者、三親等内の親族、同一世帯又は生計を一にする者（申請者が法人の場合は、法人の代表者について同じ。）が所有するものでないものをいう。
- (3) 特定創業支援事業の証明が発行された者 1 ヶ月以上にわたり 4 回以上、経営・財務・人材育成・販路開拓などが身に付く講義を受講し、白鷹町から証明書が発行されたものをいう。
- (4) 機械器具 汎用性のあるものを除く事業に直接使用するもので、消費税及び地方消費税を除く単価が 1 万円以上のものをいう。
- (5) 創業日 個人事業主の場合にあつては税務署に提出した開業届に記載した開業日、法人の場合にあつては法人設立の日をいう。ただし、開店日等営業を開始した日を証明できる場合においては、当該営業を開始した日とする。
- (6) 事業多角化 製品又は商品若しくはサービスの新規性があり、かつ、市場の新規性がある取組をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 創業支援事業
- (2) 事業多角化支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は補助対象外とする。

- (1) 農業、林業及び漁業にかかる事業
- (2) 公序良俗に反する事業又は公的な資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業
- (3) 創業又は事業多角化に関し、ほかの町の補助金の交付を受けている又は受け

る予定がある事業

- (4) 国、県、町及び他の団体等から同一の経費について補助金等の交付を受けている又は受ける予定がある事業（ただし、融資にかかる利子・保証料補助金等を除く。）

（補助事業の対象者）

第4条 この要綱において補助金を受けることができる者は、白鷹町に居住する個人（実績報告時までに町内に移住する者を含む。）又は白鷹町内に事業所を有する法人で各号の要件を満たす者とする。

- (1) 白鷹町内に事業所を設置し、創業又は事業の多角化をする者（創業の場合にあつては、創業日から交付申請時点又は事業計画協議書及び交付決定前着手届提出時点において1年以内の者を含む。）であること
- (2) 概ね5年以上の継続が見込まれる事業であること
- (3) 申請時において、創業又は多角化をする者の年齢が満20歳以上であること
- (4) 創業支援事業については、交付申請前に、創業計画について白鷹町商工会の指導を受けていること
- (5) 白鷹町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

- 2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 本補助金の交付は、同一の補助対象者につき、1回限りとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、規則第7条の規定により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、交付申請に係る事項について修正又は条件を附することができ、その内容及び条件を添えて申請者に通知するものとする。

（事前着手）

第8条 補助金の交付決定前に発注等を行い事前着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に着手する場合において、あらかじめ事業計画協議書及び交付決定前着手届（様式第2号）を町長に提出し次項の通知を受けた場合又は、事業計画協議書及び交付決定前着手届の提出が困難であるやむを得ない事由があると町長が認める場合はこの限りで

ない。

- 2 町長は、前項の規定による事業計画協議書及び交付決定前着手届の提出があったときは、その内容を審査し、適合と認めるときは事業計画協議書及び交付決定前着手届受領通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（計画変更の承認）

第9条 規則第6条に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（1）補助対象経費の3割以内の増減

（2）補助目的の達成に関係しない程度の事業計画細部の変更

- 2 補助事業者は、補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し承認を受けなければならない。ただし、併せて補助金の変更交付を申請しようとする場合は、事業計画変更承認及び変更交付申請書（様式第5号）を提出するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して14日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（1）事業成績書（別紙1）

（2）収支決算書（別紙2）

（3）その他町長が必要と認める書類

（帳簿類の整備）

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5箇年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 その他必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

(別表 1)

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 創業支援事業	施設整備費、機械器具購入費、ソフトウェア購入費（汎用品除く）、広告宣伝費（チラシ、ウェブサイト作成費等）、研修費（経営に必要なスキルを習得するための別表 2 掲げる経費） ※顧客に貸与する事業運営における施設整備や機械器具を除く。 ※消費税等の税や振込手数料を除く。	(1) 経営に関する講義を受講し、特定創業支援等事業の証明が発行された者 ア 創業前 3 分の 2 イ 創業後 2 分の 1 (2) (1) 以外の者 ア 創業前 2 分の 1 イ 創業後 3 分の 1	基本額 50 万円 ただし、創業前に交付申請する場合において、次の各号に該当する場合は、各号に定める額を基本額に加算した額（加算措置の適用は各号のいずれか一つに限る）を補助上限額とする。 (1) 空き店舗・空き家加算 30 万円 (2) 若者加算（40 歳未満） 20 万円 (3) 移住者加算（白鷹町に転入後 3 年未満） 30 万円 ※ 若者加算及び移住者加算の要件は、交付申請日（事業計画協議があった場合にあっては、当該協議申込日）を基準とする。
2 事業多角化支援事業		3 分の 1	基本額 50 万円

※事業多角化支援事業においては、事業計画書に記載した新たに取り組む事業にのみ使用するもの（従来から行っている事業に使用のおそれがないもの）を補助対象経費とする。

(別表 2)

交通費	鉄道賃、航空賃、船賃、バス賃、有料道路料金、車賃（走行距離の 1 km 未満を切り捨て 1 km あたり 37 円）
受講料等	経営・財務・人材育成・販路開拓・資格取得など、創業支援事業又は事業多角化支援事業に関する受講案内等で定められている研修受講料・教科書代等